

令和 7 年度予算編成及び地方財政対策について

令和 6 年 12 月 17 日

地 方 六 団 体

我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復している。しかしながら、地方財政は、物価高や社会保障関係費の一層の増加に加え、人口減少対策、地方創生の推進、こども・子育て政策の強化、頻発する自然災害への対応など、重要課題に対応するための財政需要も見込まれ、相当厳しいものになることが想定される。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- ☐ 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の増額
- ☐ 総合経済対策等について
- ☐ 日本創生に向けた人口戦略の総合的な推進
- ☐ 地方創生の推進
- ☐ こども・子育て政策の強化
- ☐ デジタル化の推進
- ☐ 脱炭素社会の実現に向けた取組
- ☐ 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり
- ☐ 持続可能な社会保障の基盤づくり
- ☐ 次世代を担う「人への投資」
- ☐ 地方分権改革の着実な推進
- ☐ 多様な人材が地方議会に参画するための環境整備の推進

□ 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の増額

- 令和7年度においては、令和6年人事院勧告がバブル期以来の大幅な引上げ改定となったこと等により、会計年度任用職員を含む人件費が大幅に増額となるほか、約30年ぶりの物価上昇の影響への対応も求められる。社会保障費の一層の増加が見込まれる中、更にこれらに要する一般財源が増額確保されなければ、地方創生の再起動をはじめ、こども・子育て政策等の人口減少対策、国土強靱化といった重要課題に対応するために必要な財源が圧迫され、結果、その取組が後退しかねない。このため、人件費の大幅増や物価高の影響に対応するための必要額を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額について増額すること。
- 所得税及び個人住民税における基礎控除額等の引上げについては、地方の担う行政サービスに支障を来すことがないように、地方交付税の原資の減少分も含め国の責任において適切に補填し、地方一般財源を確保すること。また、基礎控除等の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化し、社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して様々な影響が生じること配慮し、各種制度等の周知期間を十分確保するとともに適切に地方財政措置を講じること。

加えて、暫定税率の廃止を含む自動車関係諸税全体の見直しについては、関係税収が地方にとって貴重な税財源となっており、今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層増していくと見込まれることを考慮し、地方の財政需要に対応した税財源の安定的な確保を図ること。
- 教職調整額の引上げなどの教師の処遇改善については、国の負担と比べて地方の負担が極めて大きいことを踏まえ、必要額については地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源の確保を図ること。
- 地方交付税の総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- 臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、引き続き発行額の縮減・抑制に努

めること。

また、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。

- 国庫補助金等については地域の実情を踏まえて自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図ること。
- 地方公共団体金融機構から地方団体に対する貸付けは、公営競技施行団体からの納付金を積み立てた地方公共団体健全化基金の運用益の活用等により、財政融資資金並みの低金利となっており、財政状況の厳しい地方団体にとって必要不可欠なものとなっていることから、令和7年度で期限が到来する公営競技納付金制度については延長を図ること。

□ 総合経済対策等について

- 全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす「日本経済・地方経済の成長」、誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける「物価高の克服」、成長型経済への移行の礎を築く「国民の安心・安全の確保」の3本の柱で構成される「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を着実に実施すること。
- 地方に対する交付金については、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済の状況等も踏まえ、必要な財源措置を講じるとともに、適正な事業期間で効果的な施策を展開するための繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続の簡素化などを図ること。
- 国際情勢の変化や通貨価値の変動など先行きが不透明な中ではエネルギーの確保が懸念されることから、エネルギーの安定供給に向けた抜本的な対策を検討すること。
- 賃金については、若年層の子育て世帯の所得を増やすためにも、引き続き賃上げ政策を促進すること。また、都市と地方の格差是正を図るため、更なる引上げに向けて取り組むこと。さらに、中小企業の生産性向上や適切な価格転嫁の定着化、大企業と中小企業間における取引の適正化に向けた対策を強化すること。

- いわゆる下請けいじめを許さない姿勢をより鮮明にするとともに、独占禁止法及び下請法の執行強化、また、下請法改正の検討を進め早期に結論を出し、さらなる企業間取引の適正化に取り組むこと。
- 公共事業の補助単価や地方債における庁舎・公立病院の建築単価に関する地方財政措置等については、物価高に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を継続的に行うこと。
- 物流業や建設業における 2024 年問題に対して、ドライバー等の賃金水準向上、物流の効率化や商慣行の改善、建設業における生産性向上などの取組を推進すること。また、運賃の値上げにより費用負担が増加することから、特に国内の大消費地から距離的に遠い地方の生産者・製造業者の競争力維持に向けた支援策を実施すること。

□ 日本創生に向けた人口戦略の総合的な推進

- 「日本創生」の中心的課題である人口減少問題の構造的課題解決にあたっては、若者・女性にとっても魅力のある地域社会を構築していくことが特に重要である。そのため、人口流出に歯止めをかけ地方への人の流れをつくる社会減対策、地域間格差のない子ども・子育て支援等の自然減対策、人口減少下でも豊かで持続可能な地域づくり、の三つの柱を、国として政策を統括推進する司令塔を設置し、地方との適切な役割分担により強力に推進すること。

□ 地方創生の推進

- 「新しい地方経済・生活環境創生本部」が年末に向けて取りまとめることとされた「今後 10 年間集中的に取り組む基本構想」の策定に当たっては、これまでの取組を十分に検証し、持続可能な分散型国土を形成するための大胆な施策を国として実施するとともに、地域の実情を踏まえた地方創生の取組に対して支援を拡充するものとする。
- 地方創生の交付金について、当初予算ベースで倍増を図るとともに、更なる制度の拡充や取扱いの弾力化など、できる限り自由度の高い仕組みとすることを通じ、地方の取組を後押しすること。また、地方におけるデジ

タル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保を強力に進め、地域間のデジタル格差是正に努めること。

- 東京圏一極集中を是正するため、2027 年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させるという目標の達成に向け、「移住・起業支援金制度」の周知・広報等の充実を図りつつ、国と地方が連携し、地方への移住を促進すること。
- 農山漁村地域に多様な関わりをもつ「関係人口」の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進するとともに、都市と農山漁村が共生する社会を実現すること。
- 都市から地方への新たな人の流れを大きなものにするため、テレワークやワーケーション、移住・就業だけでなく、副業・兼業も含めた多様な働き方を積極的に推進するとともに、結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備に取り組むこと。
- 地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」といった地方創生の取組に必要な経費については、大幅に拡充し、継続すること。
- 地方創生に不可欠な高規格道路のミッシングリンク解消、暫定 2 車線区間の 4 車線化、リニア中央新幹線や整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ、幹線鉄道の地域の実情に応じた高機能化や高速化など、広域交通ネットワークの整備を推進すること。
- 地域の実情に応じた生活交通の維持・確保、及び持続可能な地域公共交通の実現に向け、深刻化するバス、タクシー運転手や鉄道運転士不足の解消などの取組を着実に推進するとともに、交通資源を最大限活用した多様な移動手段を確保できるよう、地方に対し必要かつ十分な支援を行うこと。
- 国民にとって重要な社会インフラである鉄道については、全国的な鉄道ネットワークの在り方そのものについて、まずは国の責任において議論の上、早期に方向性を示すこと。また、被災鉄道の早期復旧のため鉄道事業者及び地方に対し更なる支援を行うとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。

- 文化芸術の社会的意義について国民的理解の醸成を図るとともに、世界文化遺産や日本遺産をはじめ地域における文化財の付加価値を高め保存と活用の好循環を創出する取組や、伝統芸能など地域文化の次世代の「担い手」「支え手」の育成、様々な文化資源をいかした「まちづくり」などの取組に対する支援を拡充すること。
- インバウンドを含めた観光客の消費拡大や地方への誘客促進、需要の平準化のため、ワーケーションやブレジャー等の「新たな旅のスタイル」の普及、地域資源を活かした観光素材の発掘・磨き上げやプロモーションの支援に加え、積極的な広域の誘客プロモーションに取り組むこと。
あわせて、オーバーツーリズムの解消、受入環境整備などへの支援を行うこと。
- 観光による「稼げる」地域・産業を実現するため、高付加価値な観光地づくりに向けた宿泊施設・観光施設の改修や旅行商品の造成などの支援等を行うこと。
加えて、観光産業の人手不足の解消やD X活用等による生産性向上など構造的課題への対策を講ずるとともに、継続的な観光地経営を推進できるよう、DMOの機能強化に向けた取組を進めること。
- 国際観光旅客税については、DMOを含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により地方に配分すること。
- 令和6年能登半島地震の被災地域における観光の復興を図るため、事業者支援や風評被害対策、適切な情報発信を進めること。
- CPTPP協定、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定などに伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証するとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定、輸出の拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど、万全な対策を講じること。また、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うこと。

- 食料・農業・農村政策については、海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大や、国産への転換に向けた産地の育成強化、将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立、合理的な価格形成と国民理解の醸成など、実効性のある新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、関連する施策の充実・強化や必要な予算を確保すること。また、地域農業を支える担い手の確保・育成及び多様な農業者への支援を強化するとともに、農業の持続的発展と地域社会が維持されるよう農村の振興を図ること。
- 農業振興地域の整備に関する法律の改正により、農用地区域の変更に係る国の関与の強化などが講じられることとなるが、農業の持続的な発展を図り、国民への食料の安定供給を確保するためには、農業従事者が農業生産を拡大できる環境整備が必要不可欠である。農地の総量を確保したとしても、優良農地でさえ担い手の確保が困難な状況であることから、多様な農業人材の育成・確保に早急に取り組むとともに、農業の収益性の改善など安定した所得を確保したうえで、農業従事者が安心して営農を継続できる具体的な対策を講じること。
- 農用地区域からの集团的農用地の除外に係る要件を厳格化する措置については、現在、地域未来投資促進法の特例を活用した取組など、産業立地の際の土地利用転換の迅速化が進められている中であって、地域において進捗している取組を過度に阻害し、現場に混乱が生じることをのしないよう十分配慮すること。
- 農用地区域の除外に係る同意等は、自治事務であることを踏まえ、技術的助言に留まるガイドライン等に準じた手続を強いることなく、地方自治体の自らの判断によるものとする。その際、特に、今回の法改正に係る除外要件については、一定の面積により一律に面積目標達成への支障如何を考慮するのではなく、農地の確保と主体的なまちづくりの両立に向けた地域の実情に応じた判断ができるようにすること。
- 米の需給と価格の安定化に向け、国主導による消費喚起などの需要拡大対策を推進すること。また、「経営所得安定対策」等について、必要な予算を十分に措置すること。さらに、「水田活用の直接支払交付金」については、農業者が将来にわたり安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置すること。

- 改正農業経営基盤強化促進法により、目標地図を含む地域計画の策定などに伴う新たな事務や経費の増加が見込まれるため、地域の関係者に混乱が生じないよう、引き続き、国の責任において丁寧な説明を通して周知を徹底し、役割分担を明確にするとともに、人的・財政的支援等の必要な措置を継続すること。
- 中山間地域等直接支払制度については、集落機能強化加算を継続する等、中山間地域における集落機能の維持・強化を図ること。
- 原子力発電所事故やALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制について、当該国・地域に対し、科学的根拠に基づく正確な情報を示し粘り強く説明を行い、即時に撤廃するよう強く求めるとともに、影響を受ける輸出に関わる事業者の損失に対して、国が全責任をもって対応すること。また、輸出先の切替及び国内消費の拡大に向けた取組支援等、万全な措置を講じること。
- 外国人材の受入れについては、育成就労制度の創設後も特定の地域に偏在することがないように企業等と外国人材とのマッチングの充実を図ること。また、外国人材の人権侵害を防止する対策を講ずるとともに、家族も含めた生活支援や日本語教育の支援をさらに充実させること。
- 孤独・孤立対策については、包括的に支援することが可能となるよう、重点計画に示されている電話・SNSを活用した相談窓口の整備、アウトリーチ型の支援、地域社会を支える支援団体に対する支援の充実を図るとともに、孤独・孤立対策推進交付金など地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金の財源確保を図ること。

□ こども・子育て政策の強化

- 「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども関連政策を円滑・強力に推進すること。また、こども・子育て政策の強化に向けては、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換・協議を行うなど、真に実効性ある取組が展開できるよう、地方の意見を反映すること。
- 「こども未来戦略」の推進に向けて、地方の実態を十分に踏まえた上で着実に実施できるようにすること。

- 「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施に当たっては、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すること。
- こども・子育て政策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業が組み合わさることが効果的であり、地方が行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源の確保のためのこども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うとともに、制度導入に伴うシステム改修費等の必要な経費について、財政的支援を講じること。また、歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すること。
- 児童手当の制度改正に伴う事務費等の負担増に対して、十分な財政措置を講じること。
- こども政策D Xの推進に係る具体的な情報を早期に提示するとともに、地方自治体や保育施設等の推進体制や進捗状況等を十分に踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。
- 少子化対策の抜本強化に向け、多様な保育サービスの拡充、こどもに関わる全国一律の医療費助成制度の創設、幼児教育・保育の無償化の制度充実・改善・対象範囲の拡大、認可外保育施設の質の確保・向上等を図るとともに、「地域少子化対策重点推進交付金」の補助率の引上げや運用の弾力化など、子育て支援の充実を図ること。
- 家庭の環境や経済状況に関わらず、全てのこどもが希望する教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金や高等教育の修学支援新制度について、所得制限や支給制限の撤廃など支援対象の拡大や給付額の引上げ等を図り、国の責任と財源において確実に授業料の無償化を進めるとともに、高校生等奨学給付金の拡充等、教育費の更なる負担軽減を図ること。また、こども・若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・

社会交流などの体験活動に対して積極的に支援すること。

- 保育士の職員配置基準の改善や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に当たっては、地方自治体によって保育士の人材不足の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、各自治体が円滑に取り組める制度にすること。
- 更なる待機児童の解消や年度途中の保育ニーズ等への対応を図るため、他産業と遜色のない水準への保育士等の処遇改善や研修充実等による幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃などを講じること。なお、総合経済対策に盛り込まれた保育士等の大幅な処遇改善に係る公定価格の見直しに当たっては、国においてもその引き上げ分が確実に職員の処遇改善につながるよう丁寧な周知等を行うこと。また、在宅で育児をする世帯など、多様な保育形態の公平性に配慮し、子育て支援拠点事業等への財政措置の充実を図ること。
- 公務員の地域手当の見直し等に伴う公定価格への反映に当たっては、人材の確保に影響が出ないよう、適切な措置を講じること。また、その見直し等に伴い生じる地方の財政負担については、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置すること。
- 就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金について、各自治体の整備計画に支障を来たすことのないよう、十分な予算額を確保すること。
- 放課後児童クラブについて、待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、国の責任において施設整備や放課後児童支援員の確保に資する安定的な財源を確保するとともに、処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の充実・強化を図ること。
- 不妊・不育症治療等については、一部保険適用されているが、希望者が経済的負担を理由に諦めることのないよう、支援の充実を図ること。また、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援を講じること。
- 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から離れ、心身とも

に回復できるよう、産後ケア事業や、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。また、住む地域等に関係なく、妊産婦や新生児、乳幼児の命、健康が等しく守られるよう、相談支援や検査・健診をどの自治体でも実施することができる制度設計を行うとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じること。

- いじめや不登校などの困難な環境にあるこどもたち、ヤングケアラーや医療的ケア児、日本語指導が必要なこどもたちへの支援を総合的に推進するため、教育支援センターやNPO、フリースクールなどの多様な居場所や学びの場の整備・運営に対する支援を充実すること。また、教職員定数の一層の改善を図るほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療的ケア児等コーディネーターの配置拡充について、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- ヤングケアラーの支援を推進していくため、国において、福祉、介護、医療、教育、労働など横断的な支援体制の構築、相談しやすい環境づくり、支援者の育成・確保に取り組むとともに、地方自治体が地域の実情に応じた取組ができるよう財政措置を講じること。
- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」及び改正児童福祉法等に基づく児童相談所及び市町村の体制整備に対して必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成・確保、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援の充実を図ること。
- こどもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育や生活、保護者に対する就労等への支援について、地方と一体となって加速・充実すること。あわせて、物価高による影響が特に大きい生活困窮世帯への生活福祉資金貸付について、支援の更なる拡充を図ること。
- 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付限度額の引上げなどのひとり親家庭への支援策の拡充、児童養護施設等の小規模・地域分散化等に要する施設整備等への財政支援の拡充等による社会的養育の充実、「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」による地方の実情に応じた取組への継続的支援などを行うこと。

- こどもの自殺対策を効果的に講じるため、こどもたちの特性及び地域の特性に応じた自殺実態の分析を進めること。また、分析結果も踏まえた多角的な視点での対策が必要となることから、財政支援の充実を図ること。
- 長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方、男性の育児休業の取得等の促進、不妊・不育症治療に係る休暇制度の創設など、誰もが希望に応じたキャリア形成や、妊娠・子育て等と仕事を両立することができる仕組みを構築するとともに、人材面・資金面で課題を抱える中小企業への伴走型支援を強化すること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済支援制度を充実すること。

□ デジタル化の推進

- 地方団体の基幹業務システムの標準準拠システムへの移行を支援するデジタル基盤改革支援補助金については、自治体情報システムの標準化に関する移行経費の状況調査の結果等を踏まえ、当該補助金の上限にとどまることなく、全額国庫補助により確実に措置するとともに、影響を受ける全てのシステムの改修等に対する経費についても財政的支援を確実に行うこと。
- 令和7年度を期限とする地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、地方自治体の推進体制や進捗状況及びベンダの対応状況等も踏まえ、適切な移行期限を設定するとともに、令和8年度以降の移行に伴う経費についても確実な財政支援を行うなど、柔軟に対応すること。
- ガバメントクラウドの利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している地方自治体の実証分析等を踏まえ、地方自治体の意見を丁寧に聴きながら、地方自治体の負担増とならないよう適切な額に設定すること。
- ガバメントクラウドへの移行により、現行よりもコストが上昇することがないように、ガバメントクラウド接続に係る経費、通信回線費等関連する経費について、十分な財政支援を行うこと。

- 光ファイバ、5 G等のデジタル基盤の整備については、国の整備計画に基づき、着実な推進を図るとともに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークが維持できるよう、衛星回線の活用のための設備導入等を促進するための新たな支援制度を創設すること。光ファイバ等については、過疎地域等をはじめとする未整備地域を解消できるよう、国庫補助金等による支援制度の拡充に取り組むとともに、ユニバーサルサービス制度の開始までの間も未整備地域の解消が進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る支援制度を新たに設けること。また、公施設設の民間移行が円滑に進むよう、支援制度の創設を含め、取組の強化を図ること。
- 5 Gについては、全ての地域において、十分な通信品質を確保した上で都市部に遅れることなく、基地局の整備促進を図ること。ローカル5 Gについては、これまでの開発実証の成果を踏まえ、より柔軟にエリア構築が可能となるよう、今後の普及促進に向けた取組を進めること。
- 4 G等の無線ブロードバンドサービスについて、山間部の道路や耕作地などの不採算地域での整備が進むよう、同サービスの維持管理費についても、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向け支援制度の拡充に取り組むこと。
- マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けて、国において、国民の制度への理解促進に向けた取組の強化等により、安心してサービスを利用できる環境を構築するとともに、マイナンバーの紐づけ誤りに関する総点検の結果を踏まえた再発防止対策を徹底し、関係者が一体となったチェック体制の構築や正確かつ適正な情報の紐づけがなされる仕組みを構築すること。

マイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、更なる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

また、マイナンバーカードの電子証明書の更新手続について、手続可能な場所の拡充及びオンラインによる更新の実現を図ること。

さらに、カードの利便性向上に向けて、各種免許証等との一体化などの取組について、確実な実現を図ること。
- 戸籍への氏名の振り仮名記載対応について、施行日以降、全ての国民に

対し、仮の振り仮名を通知することとなるが、通知を受けた国民が混乱することのないよう、国の責任において、改正法の主旨や振り仮名届出に係る周知を確実に行うこと。

また、その記載に当たっては、地方自治体において多くの新たな業務が発生し、人員確保や事務委託が必要になってくることから、当該事業に係る必要な経費を確実に全額負担すること。

- 地方においてはデジタル人材の不足が喫緊の課題であることから、国において、人材不足の解消と都市部からの人材還流促進の取組を強化し、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。さらに、都道府県が市町村と連携したDX支援のための人材プール機能を構築できるよう、人的・財政的支援等の必要な措置を講じること。

- 国において、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、全ての人が身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境の整備を引き続き行うとともに、多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に利用できるICTリテラシーの向上を支援すること。

また、「デジタル推進委員」の取組については、地方自治体と連携して、地方で活躍できる仕組みを構築するなど、効果的な取組になるよう、デジタル活用の促進を図ること。

- デジタル・ガバメントの構築に向けては、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の継続的な見直しに取り組むとともに、同ガイドラインに基づき、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

- 地方自治体の情報システムについて、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講じること。

- デジタル行財政改革における「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用」については、自治体の規模や地域の実情、ニーズを十分に踏まえ、各府省庁が業務見直しとシステム構築を行う必要があることから、国と地方が一体となって取組が進められるよう、地方現場の意見を丁寧に聞き、反映させること。

また、各分野におけるデジタル実装に向けた規制・制度見直しについても、地方の意見を反映させること。

□ 脱炭素社会の実現に向けた取組

- 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進すること。また、関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められるよう、関係主体の取組や意見を十分に尊重しながら、地域の実施体制を積極的に支援すること。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金について、予算規模や交付対象、事業期間等を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を行うこと。また、国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対しても、十分な地方財政措置を確実に講じること。
- 公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度に創設された脱炭素化推進事業債による支援を継続・拡充すること。
- 再生可能エネルギーの主力電源化に向け、導入を強力に促進するとともに、地域間融通できる送電網の強化や大型蓄電池の開発促進を着実に図ること。また、太陽光発電等について発電設備の導入、管理、廃棄、リサイクルが適正に実施されるよう、地方自治体の意見を十分に反映し、制度の充実・改善を図ること。その際、地方自治体に過度な負担が生じないよう配慮すること。
- 住宅・建築物における省エネ性能等の向上が促進されるよう、国費による十分な財政措置を行うなど、必要な支援策を講じること。
- 将来の人口構造等を見据えたエネルギーの自立分散化、グリーンインフラの整備、スマートムーブ（カーシェアリング、EV、FCV、公共交通、自転車活用）の推進など、国民の利便性だけでなくエネルギーの効率化、ひいては防災・減災にもつながるインフラ整備を推進すること。
- 一般廃棄物処理施設の更新需要の集中が想定される中、老朽化した廃棄物処理施設の更新は脱炭素化にも資するため、計画的な施設整備に必要と

なる循環型社会形成推進交付金等については、所要の財源を確保すること。

□ 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり

- 東日本大震災からの復旧・復興事業が完了するまでの間、国の責任において所要の財源を十分に確保し、万全の財政措置を講じること。また、ALPS処理水に係る風評をはじめ、いまだ根強く残る風評被害の解決に向け、国内外への正確かつ効果的な情報発信等の対策を引き続き強力に推進すること。
- 令和6年能登半島地震では、多くの尊い人命が失われた他、住宅やライフラインも深刻な被害を受け、さらに、奥能登豪雨により今なお、多くの被災者が避難生活を強いられている。国は、被災自治体と連携して、被災地の復旧復興、被災者の生活再建を、人材面、財政面から強力に支援すること。
- 切迫性が指摘される南海トラフ地震や首都直下地震など、国難レベルの大規模地震や、頻発化・激甚化する大規模な風水害など、いつ起きてもおかしくない災害への対応は喫緊の課題であることから、今般の能登半島地震の課題を検証し、災害対策の強化を図ること。
- 近年、大規模な災害により、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じていることから、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保し、適切に配分すること。
- 被災地の復旧・復興対策等に係る国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図ること。
- 上下水道については、能登半島地震における被害を踏まえ、災害時においてもその機能が早期に確保されるよう、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靱化を図るための財政支援を講じること。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、区域指定のための基礎調査が必要となるが、地元市町村との調整など、地方自治体の果たす役割が大き

く、事務負担や経費の増加が見込まれることから、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、必要となる予算措置及び技術的支援、隣接都道府県間の調整等について、国の責任において確実にを行うこと。

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の計画的な取組に必要な予算・財源については、これまでのペースを緩めることなく、例年以上の規模で確保すること。
- 改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、切れ目なく国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内に策定すること。その際、半島における交通網の脆弱性をはじめ地域の様々な実情を勘案し、「半島防災」という新たな視点も含め、必要な施策を反映させるとともに、物価高の状況を踏まえ、現行の5か年加速化対策を上回る予算規模についても定め、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業債」並びに令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急防災・減災事業債」については、国土強靱化に資する取組であるため、期間を延長し、対象を拡充すること。
- 「公共施設等適正管理推進事業債」について、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を行うとともに引き続き、十分な財源を確保すること。
- 大規模災害がもたらす被害の軽減や復旧・復興期間の短縮を目指し、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い施設整備交付金の創設等、地方において主体的、計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度等を創設すること。
- 「流域治水」の考え方にに基づき、水害・土砂災害対策の強化に向け、堤防整備、ダム建設・再生、砂防施設整備等への財政支援の拡充を図ること。また、適時的確な避難指示等の発令に資する危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、新たな技術を活用した防災情報の高度化、災害リスクの高い土地の利用規制や安全な土地への移転誘導などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

- 地方が整備する光ファイバが風水害などにより被害を受けた場合の災害復旧事業については、道路等の公共インフラと同様の復旧に係る財政支援措置を講じること。
- 巨大地震等に備え、医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動に当たることができる人材の育成・確保など、医療救護体制の充実を図る取組に対する財政的支援を一層充実・強化すること。
- 被災者生活再建支援制度について、支給額増額、適用条件の緩和や国負担の強化など、更なる充実を検討すること。
- 豚熱について、より適切なワクチンの接種方法を引き続き検討するとともに、農場の飼養衛生管理向上や発生農家の再生に向けた支援策の充実を図ること。また、野生いのしし対策については、捕獲や経口ワクチン散布、豚熱の検査に必要な予算を確保すること。さらに、部分的殺処分に係る研究・検証や発生時における財政支援の拡充などを行うこと。
- アフリカ豚熱の水際対策を一層強化するとともに、野生いのししへの感染が判明した場合に備え、早期封じ込めのための必要資材の備蓄の強化や連携体制の構築を進めること。加えて、死亡した野生いのししを効果的に搜索する探知犬の導入を検討すること。
- 高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止に係る支援制度の拡充や、施設整備等に対する継続的な財政支援を行うこと。特に、大規模農場での発生は、地域経済や消費生活への影響が大きいことから、農場での分割管理が円滑に進むよう、集卵施設など新たに必要となる施設整備等に対する支援を継続するとともに、十分な予算を確保すること。
- 国において、人の生活圏にクマ類等が出没した際の対応として、鳥獣保護管理法の改正について検討が進められているが、銃猟については実施の可否や実施者への銃の所持許可取り消し等の心配の声もあることから、従前の取組状況も踏まえ、警察官職務執行法や銃刀法等の関係法令や関係省庁との役割分担に係る調整を十分に行い、現場において混乱が生じることなく、地方自治体及び従事者が安心して鳥獣被害対策を実施しうる施策を講じること。あわせて、地域の捕獲体制の強化に向けた取組を行うこと。

□ 持続可能な社会保障の基盤づくり

- 被用者保険の適用範囲の拡大の検討に当たっては、国民健康保険の財政や保険者機能に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、今後も安定的で持続可能な制度となるよう国民健康保険制度の将来像や十分な支援等についても併せて検討すること。
- 国民健康保険制度については、平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援を確実に行うとともに、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる公費拡充の検討も含め、引き続き地方と協議し、必要な見直しを行うこと。
- 国民健康保険制度の普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は極めて重要であることから、配分方法等の見直しは行わず、保険者へのインセンティブ機能を担う「保険者努力支援制度」を有効に活用し、その評価の在り方など制度の運用については地方と十分に協議を行うこと。
- 高額医療費負担金について、保険料（税）の引上げにつながる制度見直しは行わないこと。
- 生活保護受給者の国保等への加入については、国の財政負担を地方自治体や国民に付け替えるものであり、国保制度等の破綻を招くおそれがあることから、国において、日本国憲法第 25 条に定める責任を果たすこと。
- 医療分野における D X 推進の柱である国保総合システムの開発や運用に伴う費用については、財政が脆弱である国保保険者に追加的な負担が生じないように、必要な財政措置を講じること。
- 「保険者機能強化推進交付金」及び「介護保険保険者努力支援交付金」については、必要な予算を確実に確保すること。また、評価指標に地域の意見や実情を十分に反映させるとともに、評価指標の判断基準を簡明にし、解釈にばらつきが生じないように丁寧・周知・説明を行うこと。なお、得点状況が公表されているが、各取組に表層的な優劣をつけることで保険者の制度運営に支障を来さないよう、最大限配慮すること。

- 看護、介護、保育、障害福祉などの現場で働く職員の収入については、確実な引上げにつながるよう、適切に制度設計すること。また、地方自治体に過重な負担が発生することのないよう、国において、十分な財源の確保も含め、引き続き必要な措置を講じること。なお、令和6年人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しを行う場合は、人材の確保に支障が出ないよう、適切な措置を講じること。
- 介護職員の確保・定着に向けて、今後も継続して処遇改善等の介護報酬の内容について検証及び見直しを行うなど、安定した介護サービスを持続的に提供していくために必要な措置を講じること。その際には、保険料や地方負担に及ぼす影響について十分配慮すること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、地域の実情に応じ事業を円滑に実施できるよう、地方自治体の意見を十分踏まえ、必要な措置を講じること。特に、上限額の設定については、適切な見直しを行うこと。
- 地域医療構想については地方とも丁寧な協議を行い、再編統合を前提とせず、地域における意思決定を尊重し、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行った上で、必要な支援策を講じること。また、新たな地域医療構想の検討については、中長期的な医療提供体制等の在り方を明確に示すとともに、実務を担う都道府県をはじめとする関係者の意見を反映しながら、地域で混乱等が生じないよう十分配慮して進めること。
- 地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、地方団体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- 地域における必要な医師等を確保し、偏在を解消するため、医学部入学定員の地域枠増員や地域医療に経済的インセンティブを付与するなど実効ある施策及び財政措置を講じること。なお、医師少数区域の医療提供体制確保のための支援に係る財源については、地方の意見を十分踏まえ、慎重に検討すること。また、令和6年4月から本格施行した医師の働き方改革については、地域の医療提供体制に及ぼす影響を注視し、必要に応じて対策を講じること。

- 中山間地域や離島等のへき地における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備の促進・安定的な運営の確保やICTを活用した遠隔診療等、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な経費を支援すること。
- 物価高や賃上げの影響等により、厳しい経営環境にある公立病院について、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含むすべての地域においても必要な医療を安定的に提供できるよう、繰出金に対する地方財政措置を更に拡充すること。また、適切に経営改善に取り組む公立病院の資金繰りの円滑化のための企業債を創設するとともに、地方団体の長期の貸付けについて地方財政措置を講じること。
- 新型コロナワクチンの定期接種については、対象者の自己負担額が過大となることで接種控えが生じないよう、引き続き接種費用の助成を継続すること。
- 医療・介護DXについては、全国医療情報プラットフォームの構築等に係る具体的な情報を早期に提示するとともに、地方自治体や医療機関・介護事業所等の推進体制や進捗状況等を十分に踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。
- 生活保護制度の更なる適正化を推進するため、地方の意見を十分踏まえ、国の責任において必要な措置を講じること。また、生活困窮者自立支援制度においても、地方の取組状況や意見を十分に踏まえ、継続的な実施が可能となるよう、財政措置の拡充等必要な措置を講じること。

□ 次世代を担う「人への投資」

- 現在の教育現場は、教師の長時間勤務やいわゆる「教師不足」、特別な配慮を必要とする児童生徒の増加など、様々な課題が山積している状況にあることから、教師の働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進すること。
- 教師の処遇改善は、教育現場における「人への投資」であり、教師に優れた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上を図るため、教師の勤務状況や職務等が大きく変化している実態等を踏まえ、次期通常国会に教職調

整額の引き上げのための給特法改正案を提出することも含めて、抜本的な改善策を講じること。あわせて、教師の業務の内容や負荷は様々であるため、職責や負担に応じたメリハリある処遇の改善を図ること。

- 地方の実情を勘案することなく、国の財政健全化のために教育費の削減を図ることは、義務教育に対する国の責任放棄であり、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、また、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招くおそれもあることから、決して行わないこと。
- 35 人学級の推進に当たっては、中学校における 35 人学級編制の早期実現を図るとともに、教職員の確保、加配定数の改善等について、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- 公立小中学校施設等について、新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、引き続き十分な財政措置を講じること。
- G I G A スクール構想で整備された端末等の更新については、I C T を活用した教育における地域格差を生じさせないように、国費による恒久的な財政支援を講じること。また、次期 I C T 環境整備方針を踏まえた対応ができるよう所要の財源を確実に確保すること。加えて、高等学校段階における端末の整備・更新や、学習基盤となるプラットフォームなどの整備についても、安定的なスキームを全額国費により構築すること。
- 学校給食費等の保護者負担の軽減を図るため、国全体として負担の在り方を抜本的に整理した上で、財源を含め具体的な施策を示すこと。
- 高等専修学校が安定的な教育活動を行えるよう、運営経費に対する補助制度や特別交付税など地方財政措置の創設など、十分な財政支援措置を講ずること。
- 部活動の地域連携・地域移行については、経費負担の在り方や受け皿の

確保などの課題に対する明確な方針と財政負担のスキームを示すこと。また、スポーツ団体、文化芸術団体等との連携や指導者の確保等、課題は千差万別であることから、改革推進期間も含め、地域の実情に配慮し、地域格差が生じないように十分かつ継続的な財政支援を行うこと。

□ 地方分権改革の着実な推進

- 人口減少社会やデジタル化の進展を踏まえ、地方への事務・権限の更なる移譲、自治立法権の拡充・強化、地方税財源の充実などの制度的な課題の検討を行い、地方分権改革の推進を図ること。
- 地方自治体ごとに規模や地域の実情が異なることに配慮し、義務付け・枠付けを避け、地方の裁量を十分確保すること。特に、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化すること。なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化や「チェックのための仕組み」の確立を図ること。
- 過剰・過密な法令等や、補助金等を通じた実質的な義務付け・枠付けを見直すこと。なお、それらを見直す際に財政措置を弱めないこと。
- 「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の趣旨に基づき、地方自治体に計画等の策定を求める法令等は、議員立法も含め、原則として設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。また、既に法令で計画策定が義務付けられているものについても、義務付けを廃止するよう不断の見直しを行うこと。
- 国の過剰な関与や規制については、国と地方で課題意識を共有し、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成すること。
- 「提案募集方式」では、特段の支障がない限り提案の実現を図ること。実現に当たっては、単に運用改善にとどまらず、事務・権限の移譲や、義務付け・枠付けなどの根本的な見直しを進めること。また、地方公共団体

等からのデジタル化に関する提案については、その実現のための財源を確実に措置すること。

- 施策立案の段階から国と地方が実質的に協議を行う仕組みを深化させること。また、「国と地方の協議の場」については、十分な議論ができる時間を確保するなど、更なる充実を図ること。
- 「事前情報提供制度」については、情報提供の時期等について適切な対応を行い、施策の立案段階で地方の意見が反映される仕組みを確保すること。
- 地方自治体への調査・照会については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、簡略化や廃止・統合を含めた見直しを行うこと。
- 「重点支援地方交付金」など地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かく実施できるよう設けられた交付金について、地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、地方の裁量を尊重すること。
- 地方自治法に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすること。
- 全国一律の基準で実施する事務であって、国が一括処理した方が効果的なもの（個人に対する全国一律の給付金に係る事務など）については、国と地方公共団体での共同実施、地方公共団体から第三者機関への委託、国の直接執行を検討するなど、急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、地方と協議しながら、国と地方の事務の在り方を検討すること。

□ 多様な人材が地方議会に参画するための環境整備の推進

- 議会に対する関心を高め、理解を深める主権者教育を一層推進すること。推進に当たっては、「議会が地方公共団体の重要な意思決定を行う」など地

方議会の役割等が明確化された令和5年の地方自治法改正を反映したものとすること。

- いわゆる出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対する支援を講じること。
- デジタル技術の活用等により、多くの住民の声を反映した活力ある地方議会にするため、議会におけるデジタル人材の確保や、議会のデジタル化に関する支援を講じること。
- 地方議会への多様な人材の参画、議員のなり手不足への対応のため、就業者の9割を会社員等の被用者が占めている状況に鑑み、立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うとともに、厚生年金の適用拡大が進んでいる状況を踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入を実現すること。
- 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修実施や相談体制の整備などの取組に対する支援を講じること。
- 議員のなり手不足による地方自治の弱体化が将来的に我が国の民主主義にも影響を与え得ることを踏まえ、地方議会が行うなり手不足対策に財政支援を行うこと。
- 議員のなり手不足対策として小規模議会が議員報酬を適正な水準に引き上げられるよう、財政支援を行うこと。
- 議員のなり手不足対策として地方議会等が行う女性議員が活動しやすい環境整備の取組に対する支援を行うとともに、女性の立候補を後押しするための情報提供及び支援制度を構築すること。